

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年12月まで

納税組合に加入し、父親が現金で私の国民年金保険料を班長さんに毎月納付していた。現在はもう無いが領収書も毎回もらっていた。母親も一緒に納めてもらっていた。私の分だけ、未納期間があることはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は20歳に到達した昭和41年A月から国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、昭和36年12月に夫婦で国民年金に加入して以降、加入期間の夫婦の保険料をすべて納付している上、毎年4月から12月まではB事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたが、厚生年金保険と国民年金の切替手続をすべて適切に行っており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、C市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録から、20歳到達時の昭和41年A月から42年3月までの保険料が42年4月28日にまとめて納付されていることが確認できる上、申立人の母親の申立期間に係る保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人の父親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたはずであるとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から54年3月まで

母親が私の国民年金加入手続をして保険料納付もしていた。母親は、自宅に来る集金人に保険料を納付していたが、同居していた父親や妻の分が納付済みとなっているのに、息子である私の申立期間の保険料が未納とされるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が同居していた家族4人（申立人の両親、申立人及びその妻）の分を一緒に集金人に納付していたと主張するところ、申立人を除く3人については、申立期間当時、保険料の納付又は免除申請が承認されており、保険料の未納は無く、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録により、申立人の二回目の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年12月8日、資格取得は52年8月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われたことが確認でき、申立期間のうち53年4月から54年3月までの保険料については、集金人に現年度納付することが可能であった上、申立期間当時、申立人の自宅に来ていた国民年金保険料の集金人は、「申立人の母親は、家族の保険料を一生懸命に納付する人だった。」と証言しており、母親が申立人の保険料についても納付していたはずであるとの申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間のうち、昭和52年8月から53年3月までの期間については、過年度保険料として納付可能な期間であった上、A市町村が保管

する申立人の国民年金被保険者名簿の記録では、このうちの 52 年 8 月から同年 10 月までの期間は納付済みとされていることが確認でき、社会保険庁の記録と齟齬<sup>そご</sup>がみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間後の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの申立人及びその妻の保険料について過年度納付していることが確認でき、申立期間のうち、52 年 11 月から 53 年 3 月までの保険料について過年度納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを19万円、同年10月を20万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付け

の定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡<sup>そきゅう</sup>及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年9月までの標準報酬月額については、19万円、同年10月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和55年2月19日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社において現在も継続して加入している。）により、申立人は遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に全喪し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡<sup>そきゅう</sup>及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付け

の定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及<sup>そきゅう</sup>して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、平成 5 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 61 年 4 月 1 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社で平成 18 年 4 月 3 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及<sup>そきゅう</sup>喪失処理がされた平成 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、平成 5 年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡及<sup>そきゅう</sup>して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを22万円、同年10月を24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付け

の定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡<sup>そきゅう</sup>及して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、平成 5 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、22 万円、同年 10 月の標準報酬月額については、24 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 45 年 12 月 1 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社において現在も継続して加入している。）により、申立人は遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理がされた平成 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、平成 5 年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを28万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡<sup>そきゆう</sup>及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年9月までの標準報酬月額については、28万円、同年10月の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の記録（昭和47年1月30日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継したB株式会社において現在も継続して加入している。）により、申立人は遡<sup>そきゆう</sup>及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。また、申立人が所持する給与明細書の記録から、同年11月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に全喪し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡<sup>そきゆう</sup>及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に遡<sup>そきゅう</sup>及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付け

の定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年 11 月 30 日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 4 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及<sup>そきゅう</sup>して処理した同年 11 月 30 日であると認められる。

また、平成 5 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、22 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和 61 年 2 月 1 日に株式会社 A で被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した B 株式会社で平成 17 年 12 月 31 日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡及<sup>そきゅう</sup>喪失処理がされた平成 5 年 11 月 30 日以降についても株式会社 A に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 5 年 11 月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成 5 年 11 月の標準報酬月額については、平成 5 年 11 月 30 日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社 A は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成 5 年 11 月 30 日に同年 4 月 30 日に遡及<sup>そきゅう</sup>して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年12月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月26日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務し、給料から標準報酬月額に見合った社会保険料が控除されていた。当時、会社は税金の滞納、給料の遅配等があったが、標準報酬月額が引き下げられ、納付記録が訂正されていたことは知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年10月31日とされ、申立人の3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、20万円とされている。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、平成3年12月26日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行われている上、申立人の同社における3年5月から同年9月までの標準報酬月額は、当初38万円と算定されていたものが、同社が適用事業所でなくなったとされている3年10月31日以降の4年2月10日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して20万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、A株式会社が適用事業所でなくな

った日に被保険者であった者（20人）すべてが<sup>そきゅう</sup>遡及して資格を喪失していることが確認できる上、それらの者のうち申立人を含め8人の者が当該処理の後に<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

加えて、複数の同僚の証言から、A株式会社が適用事業所でなくなった日である平成3年10月31日においては、同社の従業員数等に変更はなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が、厚生年金保険の全喪及び申立人の資格喪失の処理を行った平成3年12月26日であると認められる。また、申立人の3年5月から同年11月までの標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額38万円であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から55年6月まで  
昭和55年6月30日に、夫がA郵便局で、夫と私の分を一緒に特例納付したはずである。社会保険事務所発行の領収済通知書も持っている。夫の分だけ納付となっていて、私の分が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所発行の「領収済通知書」を所持しており、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を昭和55年6月30日に私の分と一緒に特例納付したはずであると主張するところ、申立人が所持する夫の「納付書・領収証書」には55年6月30日にA郵便局で納付したことを示す領収印はあるが、申立人の「領収済通知書」には領収印が無いことが確認できる。

また、社会保険事務所が発行する過年度保険料（特例納付保険料を含む。）の納付書は、「納付書・領収証書」、「領収控」及び「領収済通知書」の3枚1組の複写式となっており、保険料を納付する場合、金融機関にこの3枚1組の納付書を提出し、金融機関では、納付者に領収印を押した「納付書・領収証書」を返戻し、「領収済通知書」に領収印を押した後、社会保険事務所に送付されるものであり、納付済みであれば、本来、申立人は所持していないものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料は、近所の郵便局で証紙を購入し、赤茶色の手帳に貼り付けてもらうことにより納付した記憶がある。当時、保険料は、給金をもらって毎月決まったところに支払っていた。保険料の金額は、月額 200 円から 300 円ぐらいであったと思うが、100 円だったかもしれない。

納付したことを証明するものは無く、支払ったことを証明してくれる人物もいないが、絶対に支払ったはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵便局で証紙を購入し、赤茶色の手帳に貼り付けてもらうことにより納付していたと主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料の納付は印紙検認方式により行われていたため、現年度保険料を郵便局で納付することはできない上、A 株式会社に就職した昭和 37 年 1 月以降に国民年金保険料を納付したことは無いとしており、過年度保険料としての納付も行われなかったものと考えられることから、申立人は、申立期間の保険料を郵便局に納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、郵便局から証紙を購入する方法による国民年金保険料の納付について、「B 事業所に勤務した昭和 34 年春から A 株式会社に就職する前の 36 年 12 月末まで継続して行っていた。」と主張しているが、国民年金保険料の収納が開始されたのは昭和 36 年 4 月からであり、申立人が納付していたのは国民年金保険料ではなかった可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時勤務していたB事業所の元事業主やその家族は既に死亡し、当時、同事業所に勤務していた従業員の氏名も不明であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 49 年 4 月まで

昭和 38 年に結婚した際、義父（当時）が国民年金への加入手続きを行い、「全額免除してもらったから、将来少しでも年金がもらえるようになる。」と言われた。夫（当時）は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に一切かかわっておらず、義父は既に亡くなっているが、申立期間の保険料が未納となっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については義父が免除申請の手続きを行ったはずであると主張するところ、申立人自身は免除申請手続きに関与しておらず、免除申請手続き等の状況が不明である上、申立期間の保険料が申請免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、申請免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 53 年 6 月以降、資格取得は 35 年 10 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われたことが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の義父は申立人の国民年金保険料の免除申請手続きを行うことはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行うためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実の確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 2 月 3 日から同年 3 月 29 日まで  
ねんきん特別便が送付され、厚生年金保険加入期間について確認したところ、A事業所に勤務した平成元年 4 月 16 日から 2 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録はあったが、その直前の元年 2 月 3 日から同年 3 月 28 日まで勤務した B 事業所での加入記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事異動通知書及び C 事業所が保管する申立人の履歴書により、申立人が申立期間において、B 事業所に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 12 条では「次の各号に該当する者は、第 9 条及び第 10 条第 1 項の規定にかかわらず厚生年金保険の被保険者としなない。」、同条第 2 号では「臨時に使用される者であつて、二月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、人事異動通知書の記録によれば、申立人は、平成元年 2 月 3 日付けで同年 2 月 18 日までの期間を定め臨時職員として任用された後、同年 2 月 19 日付けで同年 3 月 28 日まで臨時的任用期間を更新する旨の発令が行われていることが確認できることから、「二月以内の期間を定めて臨時的に使用される者」であったことが確認できる。

また、C 事業所では、申立人について、「B 事業所においては、任用期間を 2 か月以内と定めた上で雇用していたため、厚生年金保険には加入させていなかった。また、A 事業所では、2 か月を超えた任用期間としてい

たため、厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立期間について、申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、整理番号に欠番もみられない上、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月から同年6月まで  
A株式会社B事業所で働いていた。

社会保険事務所から、この事業所名での厚生年金保険適用事業所としての記録は見当たらず、加入記録は無かったと回答をもらったが、勤務したことは事実なので納得できない。再度調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する従業員の集合写真及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間について、A株式会社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A株式会社B事業所は、厚生年金保険適用事業所とはなっておらず、A株式会社では、厚生年金保険の加入はA株式会社C事業所で一括して行っていたと回答しており、申立人が当時の同僚として記憶している36人のうち、A株式会社C事業所において厚生年金保険の加入記録があるのは、本社から派遣され、申立期間当時事業所長を務めていた二人と、現地採用者の中では、昭和20年11月から採用されていた一人のみであることが確認できる。

また、厚生年金保険法（旧法）第16条の2では、6か月を超えない臨時的事業の事業所に使用される者は同法の被保険者とはならない旨規定されているところ、申立人が所持する新聞記事に記載された当時の業務内容をみると、昭和21年1月末から同年5月末までの6か月を超えない臨時的事業であったことがうかがえる上、申立人と同様に現地採用された同僚6人のうちの3人は、「B事業所での勤務は半年未満の短期間であり、臨時的な雇用であったと記憶している。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月ごろから55年8月ごろまで  
A事業所に勤務していた当時の同僚（B事業所の代表者）から、「会社を立ち上げたので、一緒に働かないか。」と誘われた。A事業所よりも良い条件で雇い入れるという話であったので、厚生年金保険に加入していたはずである。

給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、C都道府県D市町村に所在したB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているところ、社会保険事務所の記録では、B事業所は、厚生年金保険適用事業所とはなっておらず、法人登記についても確認できない。

また、B事業所の代表者は、申立期間を含む昭和53年5月12日から平成11年8月29日までの期間について国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、B事業所での業務内容及び雇用形態について、「E都道府県F市町村の自宅に居住したまま一人で地元の市町村長や名士に取材し、作成した原稿をB事業所の代表者に郵送していた。給与は出来高払い（原稿1本当たり1万円）で固定給は無く、仕事は自宅で行っていたため、勤務時間等の管理もなされていなかった。」としており、申立人には、厚生年金保険の適用の前提となる使用関係があったことがうかがえない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月ごろから 36 年 7 月 1 日まで  
昭和 35 年 9 月ごろ、集団就職先から実家に戻り、中学校の同級生から紹介された株式会社Aに入社した。  
社会保険事務所で調べてもらったところ、昭和 36 年 7 月 1 日から 37 年 3 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録は見付かったが、帰郷して間もなく株式会社Aに入社した記憶がある。  
申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、申立人の入社時期について、同社で昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 1 日までの期間及び 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 30 日までの期間について勤務していた同僚は、「一度目に勤務したときには、申立人は入社していなかったと思う。」とし、昭和 36 年 7 月 1 日から 43 年 9 月 1 日までの期間に勤務していた同僚は、「申立人は自分と同じ時期に入社したと思う。」と証言している。

また、株式会社Aでは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、「当時の社長は亡くなっており、資料も保存されていないため不明である。」と回答している上、当時、社会保険に関する事務を担当していた職員も既に死亡しており、申立人が申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立期間に係る申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
平成 12 年 4 月から 14 年 3 月末日まで A 事業所に勤務し、同年 3 月分の給与明細書からも厚生年金保険料の控除が確認できるが、同年 3 月が厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「所持する平成 14 年 4 月 25 日支給の給与明細書に退職日が 14 年 3 月 31 日と記載され、同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていることから、厚生年金保険の資格喪失日は 14 年 4 月 1 日である。」と主張するところ、申立期間当時の A 事業所では、「平成 12 年 8 月から保険料控除を当月控除方式から翌月控除方式に変更したので、14 年 3 月の給与から控除した保険料は同年 2 月分の保険料であり、同年 3 月分の保険料は控除していない。」としている。

また、申立人は、申立人が A 事業所に勤務した平成 12 年 4 月から 14 年 3 月までの 24 か月の給与明細書をすべて所持しており、毎月、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、これらの期間において控除された厚生年金保険料の合計額は 24 か月分の保険料に相当する金額ではなく 23 か月分の保険料に相当する金額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 16 年 6 月 27 日まで  
私は、株式会社Aの取締役として厚生年金保険に加入していた。当時、支給されていた給料と社会保険庁に届け出されている報酬月額に対して不当に低い標準報酬月額にさかのぼって処理されているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 16 年 6 月 27 日）の後の平成 16 年 7 月 8 日付けで、14 年 7 月から 16 年 5 月までの 23 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「社会保険事務所の担当者との保険料処理についての打ち合わせに、会社の役員として立ち会った。」としており、当時の事務担当者は、「申立人は、取締役として自らの標準報酬月額の引下げに同意したと理解している。」と証言していることから、申立人は、同社の取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の事務担当取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 16 年 6 月 27 日まで  
私は、株式会社Aの代表取締役として厚生年金保険に加入していた。当時、支給されていた給料と社会保険庁に届け出されている報酬月額に対して不当に低い標準報酬月額にさかのぼって処理されているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 16 年 6 月 27 日）の後の平成 16 年 7 月 8 日付けで、11 年 6 月から 16 年 5 月までの 60 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、「当時、会社の経営が切羽詰まった時期であり、社会保険事務所から保険料処理について説明を受けたかもしれないが、記憶が定かでない。」としているが、申立期間当時、相当額の厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、当時の取締役及び担当職員は、「社会保険事務所の職員は、申立人に対し標準報酬月額の引下げについて説明している。」と供述しており、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月

額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年10月30日まで  
私は、申立期間の前からA事業所に勤務しており、同社は昭和32年4月に厚生年金保険適用事業所になったものの、私の厚生年金保険加入記録は無いと言われた。給与明細書等の資料は無いが、私だけ加入していないとされるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事務担当者は、「上司から言われたとおり、社員の厚生年金保険料を毎月の給与から差し引いていたが、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶までは無い。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同事業所が適用事業所となった昭和32年4月1日に被保険者資格を取得した者が9人確認できるが、申立人及び申立人よりも以前から同事業所に勤務していた複数の者についても加入記録が見当たらないことから、同事業所では、厚生年金保険適用時に従業員全員を加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に全喪し、当時の代表取締役の所在も確認できないことから、当時の同事業所における厚生年金保険の適用の状況について確認することができない。

加えて、申立人は、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号に欠番（4番）がある

ことから、当該番号での被保険者資格を主張しているところ、前後の健康保険番号及び厚生年金保険記号番号から判断すると、当該番号は欠番のまま処理されており、申立人に対して払い出された形跡はうかがえない上、申立人が現在所持している厚生年金保険被保険者証及び年金手帳には、初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した年月日として、「昭和35年12月1日」と記載されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。